

2-20-1-1 災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護）

第2条 乙は、前条の規定に基づく医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動計画の策定に努めるものとする。

2 医療救護活動は、次の事項等とする。

- （1）医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること。
- （2）医療機関における救護に関すること。
- （3）郡市医師会等関係機関との連絡体制に関すること。
- （4）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により医療救護班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班の指揮は、甲が指定する者が行う。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び医療

(2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 死体の検案

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 救護所、災害現場等における医療費は原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則患者負担とする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

2 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に行えるよう、県内各地の拠点となる病院に対し、協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等病院の状況について、把握しておくものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(その他)

第14条 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成11年7月1日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 宇都宮市駒生町3337番地の1
一般社団法人栃木県医師会
会長 太田 照男

2-20-1-2 災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区薬剤師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震の規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により薬剤師班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護計画の策定）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

（1）救護所等において、調剤及び服薬指導を行う。

（2）救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。

(3) 医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給を行う。

(4) その他医療救護活動において必要な業務を行う。

(指揮命令)

第5条 乙により派遣された薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものの他、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第7条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について

意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃 木 県

知 事 福 田 富 一

乙 宇都宮市緑5丁目1番5号

社団法人栃木県薬剤師会

会 長 長 野 順 一

2-20-1-3 災害時の歯科医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動の協力要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成及び活動計画
- （2）地区歯科医師会等関係機関との通信連絡計画
- （3）指揮系統
- （4）医薬品、医療資機材等の備蓄
- （5）その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により歯科医療救護班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班の指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する歯科医療救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力（個別識別）
- (5) 被災者に対する口腔ケア活動
- (6) その他状況に応じた処置

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 歯科医療救護所における医療費は原則として無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月2日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 宇都宮市一の沢2丁目2番5号
社団法人栃木県歯科医師会
会長 柴田 勝

災害時及び新興感染症の発生・まん延時の 災害支援ナース派遣調整業務に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県看護協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害支援ナース（医療法第30条の12の2第1項の規定に基づき登録するものをいう。以下同じ。）を被災地の医療機関や避難所等に派遣するための調整（以下「派遣調整」という。）に関し、乙は協力するものとし、必要な事項を定めるものとする。

（災害支援ナースの派遣調整）

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく災害支援ナースの派遣調整を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対し、甲の責任において派遣調整を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに災害支援ナースが所属する施設との連絡・調整を行い、派遣を行うことが可能な災害支援ナースの人数、期間等を聴取する。

3 乙は、甲及び災害支援ナースが所属する施設と緊密に連携しつつ、派遣先との間で、災害支援ナースのスケジュール、業務内容等の調整を行う。

4 乙は、前項に掲げる業務のほか、実際の状況等に応じて、派遣調整の実施に当たって必要となる業務を実施する。

（災害支援ナースに対する派遣調整の指揮）

第3条 円滑な派遣調整を実施するため、災害支援ナースに対する指揮は、乙の中から、甲が指定する者が行うものとする。

（費用弁償）

第4条 この協定に基づき、乙が派遣調整を実施した場合に要する次の費用は、予算の範囲内で甲の負担とする。

- (1) 災害支援ナースの派遣調整に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 災害支援ナースの派遣調整に要した消耗品費及び事務費の実費
- (3) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認める費用

(細目)

第5条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6（2024）年4月1日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃 木 県

知 事 福田 富一

乙 宇都宮市駒生町3337番地1

公益社団法人栃木県看護協会

会 長 朝野 春美

災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認められた場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（救護班の業務）

第3条 救護班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲とする。

（指揮命令）

第4条 救護班に係る指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（費用の弁償等）

第5条 甲は、甲の要請に基づき乙が協力のために要した次の経費を負担するものとする。

- （1） 救護班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等
- （2） 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- （3） 救護班員が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- （4） 前各号以外の費用で、甲が特に必要と認める費用

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に際し応急救護の業務に従事した者等に係る損害賠償に関する条例」（昭和39年栃木県条例第11号）の例による。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効果は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年12月21日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 宇都宮市西一の沢町4番7号
社団法人栃木県柔道整復師会
会長 宇井 肇

災害時における医療救護活動に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県栄養士会（以下「乙」という。）との間に、災害時における医療救護活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区栄養士会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項に規定する甲の協力要請は、栃木県保健福祉部長が行う。

3 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（栄養士チームの派遣）

第3条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、速やかに被災地域に管理栄養士・栄養士を派遣する（以下「栄養士チーム」という。）ものとする。

2 乙は、災害支援活動の円滑な実施を図るため、栄養士チームの編成、派遣その他災害支援活動の実施に関する計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

3 乙は、乙に属する栃木県栄養士会災害支援チーム「JDA-DAT とちぎ」との調整を行うものとする。

4 甲は、想定される活動内容及び被災地状況等の情報を乙に伝えるよう努めるものとする。

（指揮命令系統等）

第4条 巡回栄養相談等の総合調整を図るため、栄養士チームに対する指揮命令は、甲が指定するものを行うものとする。

（栄養士チームの業務）

第5条 乙が派遣する栄養士チームは、甲又は市町村が避難場所、避難所、特殊食品等の集積場所、その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うことを原則とする。ただし、甲が災害時における応援協定等締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 栄養士チームの業務は次のとおりとする。

(1) 特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクやアレルギー用食品、高齢者用食品、病者用食品等）の提供に係る支援

(2) 治療食や食物アレルギー除去食等の要配慮者に対する巡回個別栄養相談

(3) 避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康相談

(4) 被災者への栄養補給の支援

(5) その他医療救護活動において必要な業務

3 乙は、移動や生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

（報告）

第6条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、栄養士チームが当該被災地域において第5条に規定する活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 栄養士チームの派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 栄養士チームが購入して配布した特殊栄養食品等の実費

(3) 栄養士チームが巡回栄養相談等の活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙及び栄養士チームは、支援活動を行うにあたり、業務上知り得た対象者及びその家族等の個人情報を漏らしてはいけない。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制の調整と甲との連携体制の強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲は栃木県保健福祉部健康増進課長、乙においては会長とする。

(紛争処理)

第11条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓練、研修)

第12条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙の人材育成、技術向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

(実施細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2(2020)年9月24日

甲 住所 : 宇都宮市塙田1丁目1番20号

氏名 : 栃木県

知事

乙 住所 : 宇都宮市築瀬町1897番地9

氏名 : 公益社団法人 栃木県栄養士会

会長

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細目

令和2(2020)年9月24日付けで、栃木県(以下「甲」という。)と、公益社団法人栃木県栄養士会(以下「乙」という。)との間で締結した医療救護活動に関する協定書(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

(協力要請)

- 第1条 甲は、協定第2条第1項の規定に基づき乙に栄養士チームの派遣を要請するときは、「栄養士チーム応援派遣要請書」(様式第1号)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができるものとする。
- 2 前項ただし書きの規定により協力要請を行った場合は、要請後速やかに要請書を提出するものとする。

(派遣体制の確立)

- 第2条 協定第3条に規定する栄養士チームの派遣においては、協力要請があった場合に速やかに出勤するための連絡網の確認、その他必要な準備等を行うものとする。
- 2 乙は、栄養士チームを派遣するときは、「栄養士チーム応援派遣の可否決定書」(様式第2号)を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、栄養士チームの医療救護活動を迅速かつ的確に対応するため、「栄養士チーム応援派遣計画」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(活動の連絡体制)

- 第3条 協定第6条の規定に基づき乙は、栄養士チームの災害支援活動の連絡体制については、「栄養士チーム活動日報」(様式第4号)及び「栄養士チーム活動引継ぎ書」(様式第5号)を栃木県保健福祉部健康増進課長に提出するものとする。

(派遣の終了)

- 第4条 甲は、協定第2条第3項の規定に基づき栄養士チームの派遣を終了するときは、「栄養士チーム応援派遣終了決定書」(様式第6号)を乙に提出するものとする。

(報告)

- 第5条 協定第6条に規定する報告は、災害時における医療救護活動に関する支援活動実施報告書(様式第7号)によるものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第7条第1項第1号及び第2号に規定する費用の範囲及び額は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)の定めるところによる。
- 2 協定第7条第1項第3号に規定する費用の範囲及び額は、政令又は災害に際し応急処置の業務に従事した者等に係る損害賠償に関する条例(昭和39年栃木県条例第11号。以下「条例」という。)の定めるところによる。
- 3 協定第7条第1項第4号に規定する費用の範囲及び額は、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められたものについて負担するものとする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第7条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各栄養士チーム分をとりまとめ、「栄養士チーム応援派遣実施請求書」(様式第8号)により甲に請求するものとする。
- 2 協定第7条第1項第3号に規定する費用については、支給を受けようとする者が、政令又は条例の定める様式により甲に請求するものとする。

(事故報告)

第8条 協定第3条の規定に基づく災害支援活動において、栄養士チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害支援活動における事故報告書」(様式第9号)により、速やかに甲に報告するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2(2020)年9月24日

甲 住所 : 宇都宮市塙田1丁目1番20号

氏名 : 栃木県

知事

乙 住所 : 宇都宮市築瀬町1897番地9

氏名 : 公益社団法人 栃木県栄養士会

会長

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書

災害時におけるリハビリテーション支援活動に関し、栃木県（以下「甲」という。）と栃木県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び栃木県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動（リハビリテーション支援活動を含む。以下同じ。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発病等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することをいう。

（支援活動の実施に伴う調整等）

第3条 甲は必要と認めるときは、乙に対し甲が設置する保健医療福祉調整本部の運営への協力について要請することができるものとする。
2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合は、乙の会員の役職員の内から指定する者を運営に協力させることとする。

（災害リハビリテーション支援活動に係る人材の派遣）

第4条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チームを編成し派遣するものとする。
3 乙は、甲と協議の上、派遣規模を決定する。
4 災害リハビリテーション支援チームの派遣場所は、原則として栃木県内とする。ただし、他都道府県から派遣を依頼された場合の取扱いは第14条に定める。

（災害リハビリテーション支援チームの活動）

第5条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームは、甲及び市区町村が設置する避難所及び仮設住宅並びに支援対象者宅等において、災害リハビリテーション支援活動を行うことを原則とする。

2 災害リハビリテーション支援チームの活動は、次のとおりとする。

- (1) 避難所、避難場所及び支援対象者宅等の環境アセスメント並びに改善に関する対応及び提案
- (2) 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集
- (3) 支援対象者の災害関連死、生活不活発病等を予防するための活動、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法を中心とした個別的・集団的リハビリテーション支援活動
- (4) リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる支援活動

（連絡責任者の指定）

第6条 第4条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、あらかじめ連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。

（指揮）

第7条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームに対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（災害リハビリテーション支援チームの輸送）

第8条 災害リハビリテーション支援チームの輸送手段は、乙が確保するものとする。

（合同防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲が行う合同防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力する。

（リハビリテーション医療器材等の供給）

第10条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等は、当該災害リハビリテーション支援チームが携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

（医療費）

第11条 避難所等における支援対象者の医療費は無料とする。

（支援活動終了の時期）

第12条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、被災地域のリハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引

き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上、決定する。

(費用弁償)

第 13 条 甲の要請に基づき、乙が災害リハビリテーション支援活動を実施した場合に要する費用は、災害救助法及び甲の定めるところにより、次の各号について甲が負担するものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援チームの派遣に要する経費
- (2) 災害リハビリテーション支援チームが携行した医薬用資機材等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める費用

(損害補償等)

第 14 条 甲の要請により支援活動をした乙の支援チーム員がそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は損害の状態になったときは、甲は、次にあげる場合を除き、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者に対する損害補償を行うものとする。

- (1) 支援チーム員の故意又は重大な過失による場合
- (2) 他の制度等により補償をうける場合
- (3) 当該損害等が第三者行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(他都道府県の災害リハビリテーション支援チームの受入れ)

第 15 条 災害の規模及び状況を踏まえて、甲が、甲以外からの災害リハビリテーション支援活動のための人材を受け入れて対処することを決定した場合は、乙は他都道府県の災害リハビリテーション支援チームの受入れに係る調整を行うものとする。

(他都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣)

第 16 条 他都道府県における災害発生時に、他都道府県から甲に対して、災害リハビリテーション支援チームの派遣依頼があり、甲が必要と認めた場合は、乙は災害リハビリテーション支援チームの派遣に係る調整を行うものとする。

(活動報告)

第 17 条 乙は、災害リハビリテーション支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに活動報告を甲に行うものとする。

(細目)

第 18 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 20 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 (2025) 年 3 月 28 日

甲 住所： 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
氏名： 栃 木 県

知 事 福 田 富 一

令和 7 (2025) 年 3 月 28 日

乙 住所： 宇都宮市駒生町 3 3 3 7 番地 1
氏名： 栃木県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

会 長 船 越 政 範

2-20-1-8 災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県臨床検査技師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに臨床検査技師班を派遣するものとする。

（臨床検査技師班の業務）

第3条 乙が派遣する臨床検査技師班の業務は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に規定された業務の範囲とする。

（指揮命令）

第4条 乙が派遣する臨床検査技師班に係る指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（検査機器・検査試薬等）

第5条 乙が派遣する臨床検査技師班が使用する検査機器及び検査試薬等は、当該臨床検査技師班が携行するものの他、必要に応じて甲が供給するものとする。

（費用の弁償等）

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が協力のために要した次の経費を負担するものとする。

- (1) 臨床検査技師班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等
- (2) 臨床検査技師班が携行した検査試薬等を使用した場合の実費
- (3) 臨床検査技師班員が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号以外の費用で、甲が特に必要と認める費用

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に際し応急救護の業務に従事した者等に係る損害賠償に関する条例」（昭和39年栃木県条例第11号）の例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効果は継続するものとする。

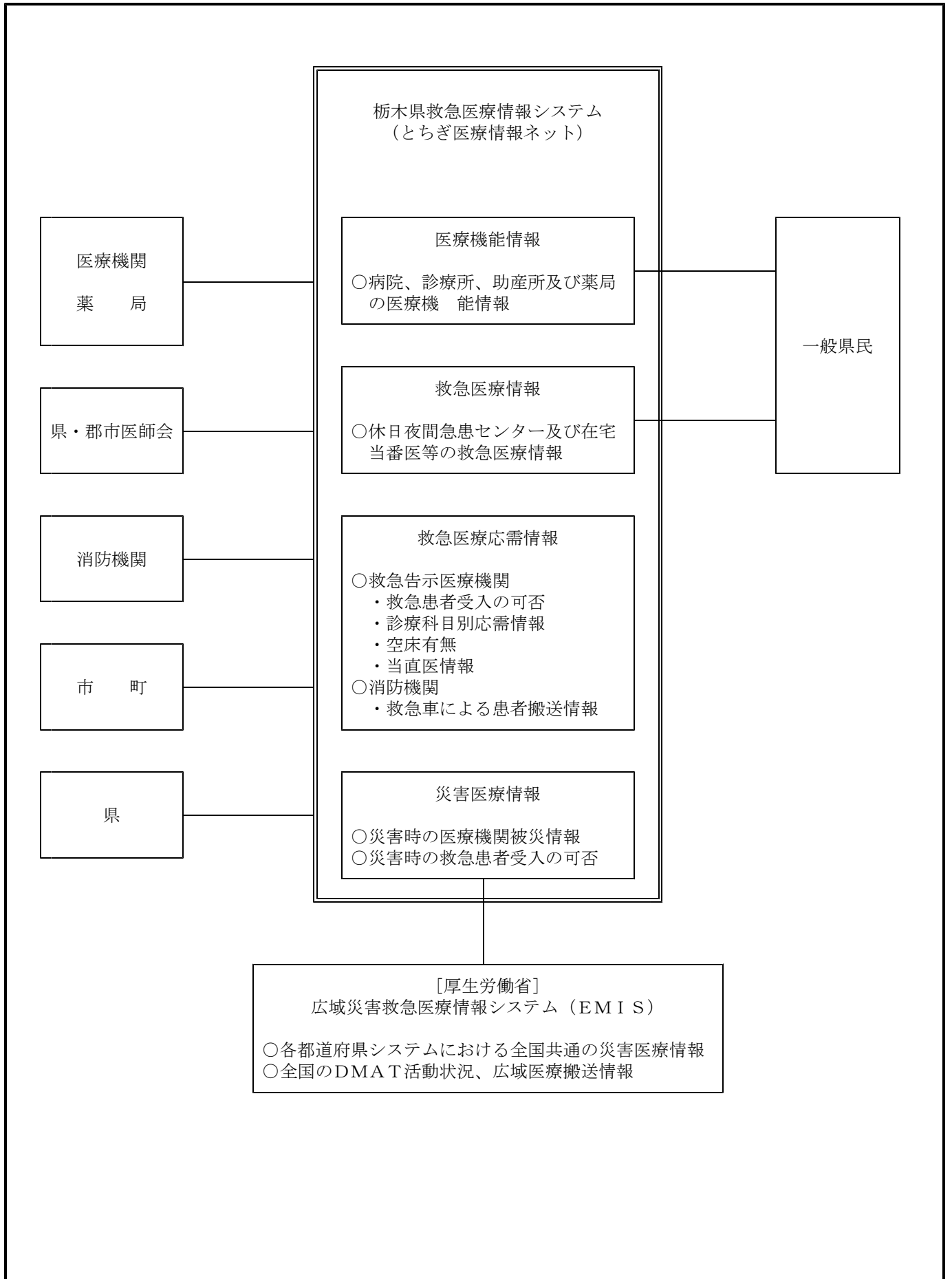
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7（2025）年4月15日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 宇都宮市若草1丁目10番6号
一般社団法人栃木県臨床検査技師会
会長 日高 裕介

2-20-2 栃木県救急医療情報システムの概要



2-20-3 栃木県DMAT運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内外の地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故（以下「災害等」という。）、及び新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、栃木県災害派遣医療チーム（以下「栃木県DMAT」という。）の派遣に関して必要な事項を定め、災害時における医療救護体制の充実強化を図る。

(活動内容)

第2条 栃木県DMATは、消防機関等と連携し、原則として被災地内で次の活動を行うものとする。

- (1) 情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。
- (2) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行う。
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行う。
- (4) 新興感染症等のまん延時における入院調整、クラスター発生施設等の支援等を行う。

2 栃木県DMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に消防機関等と連携し、被災地外への患者搬送を行う。

3 栃木県DMATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(DMAT指定病院)

第3条 知事は、次に掲げる要件を満たす医療機関を「栃木県DMAT指定病院」（以下「指定病院」という。）に指定することができる。

- (1) 病院として栃木県DMATを派遣する意思を持つこと。
- (2) 栃木県DMATの活動に必要な人員及び装備を持つこと。

2 知事は、医療機関の申し出に従い、指定病院の指定を行うとともに、指定病院との間で「栃木県DMAT派遣に関する協定」を締結する。

3 知事は、前項による指定を行った際に、指定病院に対して指定証を交付する。

4 知事は、指定病院の長からの推薦に基づき、日本DMAT隊員養成研修のほか知事が指定する研修を受講した者について、栃木県DMAT隊員として栃木県DMAT隊員登録者名簿に登録する。

5 指定病院の長は、隊員に異動等があった場合には速やかに知事に対し報告し、また欠員が生じた場合には、補充に努めることとする。

第3条の2 知事は、次に掲げる要件を満たす医療機関を「栃木県LDMAT指定病院」（以下「L指定病院」という。）に指定することができる。

- (1) 病院として、栃木県内の災害等に限り、栃木県DMATを派遣する意思を持つこと。
- (2) 栃木県DMATの活動に必要な人員及び装備を持つこと。

2 知事は、医療機関の申し出に従い、L指定病院の指定を行うとともに、L指定病院との間で「栃木県DMAT（LDMAT）派遣に関する協定」を締結する。

3 知事は、前項による指定を行った際に、L指定病院に対して指定証を交付する。

- 4 知事は、L指定病院の長からの推薦に基づき、栃木県DMA T 隊員養成研修のほか知事が指定する研修を受講した者について、栃木県DMA T 隊員として栃木県DMA T 隊員登録者名簿に登録する。
- 5 L指定病院の長は、隊員に異動等があった場合には速やかに知事に対し報告し、また欠員が生じた場合には、補充に努めることとする。
- 6 L指定病院が指定病院の指定を受けた場合には、L指定病院の指定は解除されたものとする。

(DMA Tの編成)

第4条 栃木県DMA Tは、栃木県DMA T 隊員登録者名簿に登録のある者をもって編成する。

- 2 栃木県DMA Tは、1チーム当たり医師、看護師、業務調整員各1名の計3名を最小人員とし、概ね5名の編成を基本とする。

(派遣要請基準)

第5条 県内で災害等が発生した場合に、知事が栃木県DMA Tの派遣を要請する基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により多数の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (2) 被災者の救出に時間を要するなど栃木県DMA Tを派遣させ対応することが効果的であると認められる場合
- (3) 県内市町の長又は消防本部の長から栃木県DMA Tの派遣要請があった場合で、栃木県DMA Tの派遣が適当であると知事が認めた場合
- (4) 新興感染症に係る患者が増加し、通常の県内の医療提供体制の機能維持が困難、又はその状況が見込まれる場合

- 2 県外で災害等が発生した場合、知事は、被災都道府県又は国からの要請に基づき栃木県DMA Tの派遣を要請する。

(派遣要請)

第6条 知事は、前条の派遣要請基準に照らし、栃木県DMA Tを派遣させることが必要であると判断したときは、指定病院及びL指定病院の長（以下「指定病院等の長」という。）に対して栃木県DMA Tの派遣を要請する。

- 2 県内消防本部の長は、県内で災害等が発生し、前条第1項第1号又は第2号の基準を満たすと判断される場合には、指定病院等の長に対して栃木県DMA Tの派遣を要請することができる。その場合、消防本部の長は速やかに知事に派遣の要請の報告を行うこととする。
- 3 指定病院等の長は、知事（前項前段の場合にあっては消防本部の長。）からの要請を踏まえ、栃木県DMA Tの派遣が可能と判断した場合には、速やかに知事（前項前段の場合にあっては知事及び消防本部の長。）に報告するとともに、要請に従い栃木県DMA Tを派遣する。
- 4 指定病院等の長は、県内で災害等が発生し、前条第1項第1号又は第2号の基準を満たすと判断される場合には、知事からの要請を待たずに栃木県DMA Tを派遣することができる。その場合、指定病院等の長は速やかに知事に派遣の報告を行うこととする。

5 知事は、第2項又は前項の規定に基づく報告を受けた際は、速やかに派遣の必要性を判断し、必要性が認められる場合には、知事からの派遣要請があったものとみなす。

6 知事は、栃木県DMATの派遣要請を行う際には、関係機関と調整の上、栃木県DMATの想定される業務及び現場状況等の情報を指定病院等に伝える。

(活動報告)

第7条 指定病院等の長は、現場での活動が終了した後、栃木県DMAT活動記録報告書により知事に報告する。

(研修等)

第8条 指定病院等の長は、栃木県DMAT隊員の技術の向上等を図るため、災害拠点病院や他の指定病院等と連携し、院内外における研修、訓練等に努める。

2 知事は、栃木県DMATの技術の向上や活動の円滑化を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

(DMAT連絡協議会)

第9条 知事は、連絡協議会を設置し、栃木県DMATの運用及び研修等についての検討並びに活動の検証を行うものとする。

(その他)

第10条 その他栃木県DMATに係る事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

2-20-4 医療機関等の救護班・DMAT・LDMAT・JMAT・DPATの編成概要

1. 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

病院名	所在地
済生会宇都宮病院	宇都宮市
NHO栃木医療センター	宇都宮市
JCHOうつのみや病院	宇都宮市
上都賀総合病院	鹿沼市
獨協医科大学病院	壬生町
自治医科大学附属病院	下野市
足利赤十字病院	足利市
那須赤十字病院	大田原市
芳賀赤十字病院	真岡市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
新小山市市民病院	小山市
佐野厚生総合病院	佐野市

2. DMAT・LDMAT指定病院のDMAT・LDMAT

次のDMAT・LDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMAT・LDMATを編成する。

病院名	所在地	DMATチーム数	LDMATチーム数
済生会宇都宮病院	宇都宮市	5	—
足利赤十字病院	足利市	3	—
那須赤十字病院	大田原市	2	—
獨協医科大学病院	壬生町	5	1
自治医科大学附属病院	下野市	3	—
芳賀赤十字病院	真岡市	2	—
上都賀総合病院	鹿沼市	3	—
NHO栃木医療センター	宇都宮市	2	—
JCHOうつのみや病院	宇都宮市	2	—
獨協医科大学日光医療センター	日光市	1	1
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市	2	—
新小山市市民病院	小山市	3	—
佐野厚生総合病院	佐野市	3	0
那須南病院	那須烏山市	—	1
宇都宮記念病院	宇都宮市	—	3
菅間記念病院	那須塩原市	—	2

(注) LDMAT（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMATのことである。

3. DPAT登録医療機関等のDPAT

病 院 名	所 在 地	隊員数
岡本台病院（日本DPAT）	宇都宮市	医師4名、看護師8名、業務調整員3名
獨協医科大学病院（日本DPAT）	壬生町	医師2名、看護師3名、業務調整員4名
大平下病院（日本DPAT）	栃木市	医師2名、看護師1名、業務調整員1名